



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 加 賀 電 子 株 式 会 社
コード番号 8 1 5 4 東 証 第 一 部
本社所在地 東京都文京区本郷二丁目 2 番 9 号
代 表 者 の 代表取締役社長 塚 本 勲
役 職 氏 名
問 合 せ 先 専務取締役 下 山 和 一 郎
管理本部長
T E L 0 3 - 4 4 5 5 - 3 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

加賀電子株式会社（代表取締役社長：塚本勲、本社：東京都文京区、資本金：121 億 33 百万円）は、平成 18 年 5 月 10 開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことにともない、変更案定款第 5 条について所要の変更を行うものであります。

(2) 会社法(平 17 年法律第 86 号)並びに会社法施行規則(平成 18 年法務省第 12 号)および会社計算施行規則(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社として設置する機関を変更案第 4 条に新設(機関)するものであります。

株券を発行する旨を変更案第 7 条に新設(株券の発行)するものであります。

単元未満株主の権利を明確に規定することが認められたことにともない、変更案第 10 条に新設(単元未満株主についての権利)するものであります。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネット利用での開示が認められたことにともない、変更案第 17 条に新設(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)するものであります。

取締役会における書面決議が認められたことにともない、変更案第 27 条に新設(取締役会の決議の省略)するものであります。

上記のほか会社法に基づく文言の変更および規定の加除、修正およびその他全般にわたり整備等所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (予定)

以上

(定款変更内容)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、80,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項に規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株主について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>
(新 設)	(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u>
(新 設)	(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(新 設)	(4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新 設)	(単元未満株式の買増し)
(名義書換代理人)	第 11 条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第 9 条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>	(株主名簿管理人)
2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u>	第 12 条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u>
3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u>	2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>
(株式取扱規程)	3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u>
第 10 条 <u>当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理その他株式に関する手続および手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程)
(基準日)	第 13 条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
第 11 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>	(削 除)
2. <u>本定款に定めがあるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 12 条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合をのぞき、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 15 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 14 条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 15 条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 17 条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したのものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 18 条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 19 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役は、株主総会において議決権ある株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、全て累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議により必要に応じ代表取締役を定めることができる。代表取締役は、各自当会社を代表するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の分掌)</p> <p>第22条 <u>代表取締役社長は、本定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。</u></p> <p>2. <u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および他の取締役は、各々代表取締役社長を補佐し定められた事項を分掌処理する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名を選任し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(執行役員) 第23条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</p>	<p>(執行役員) 第24条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役ならびに各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の招集は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役を招集し、議長となる。</p>
<p>(招 集)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数により行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きをしないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(決 議)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第26条 取締役会に関する事項は、本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p>	<p>第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第27条 取締役の報酬および慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬および慰労金)</p>	<p>(報酬および慰労金)</p>
<p>第28条 取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。</p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第30条 当社の監査役は、株主総会において議決権ある株式の総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p>	<p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p>
<p>(選 任)</p>	<p>(選任方法)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
(補欠監査役の選任)	2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
第31条 <u>当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下「予選」という)することができる。</u>	(削 除)
2. <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	
3. <u>予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u>	
(任 期)	(任 期)
第32条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
3. <u>前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削 除)
(常勤監査役)	(常勤の監査役)
第33条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u>	第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(招 集)	(監査役会の招集通知)
第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
2. <u>監査役会の招集は、各監査役がこれにあたる。</u>	3. <u>監査役会の招集は、各監査役がこれにあたる。</u>
(決 議)	(決 議)
第35条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(監査役会規程)	(監査役会規程)
第36条 <u>監査役会に関する事項は、本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u>	第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(報酬および慰労金)	(報酬等)
第37条 <u>監査役の報酬および慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</u>	第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第 38 条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印し、これを当会社に保存する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(利益処分)</p> <p><u>第 39 条 当社の利益金は、法令に別段の定めがある場合をのぞき株主総会の承認を得て処分する。</u></p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 40 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度末をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 41 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録した質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録した質権者に対して、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>付則 1 <u>平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第 29 条中「就任後 4 年内」とあるを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。本付則については、当社の全監査役につき上記読み替えが不要となった時をもってこれを削除する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任および任期)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(削 除)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(削 除)</p>